

札監（住）第2－4号  
令和4年（2022年）5月20日

請求人 X 様

札幌市監査委員	藤 江 正 祥
同	愛 須 一 史
同	鈴 木 健 雄
同	國 安 政 典

### 住民監査請求の取扱いについて（通知）

令和4年4月13日付けで、あなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求として不適法であると判断されますので、これを受理せず、却下します。

#### 記

#### 1 本件請求の要旨

請求人から提出された札幌市職員措置請求書の記載及び事実証明書の内容から、本件請求の要旨は次のとおりと認められる。

##### (1) 経過

ア A町内会では「令和元年度決算」について、令和2年10月11日と同31日の両日総会を開催し審議したが、多数の使途不明金が確認されたため、不承認となり別途その事実関係について調査を進めることとなった。

イ 上記調査の中で平成30年度札幌市単位町内会助成金19,280円について年度内に町内会の会計に納入されず、またその一部である260円が未だに町内会の会計に入金されていないことが、着服の当事者である前A町内会長が作成した書類などから判明（以下本件について「札幌市助成金に係る不正流用(着服)事案」という。）。

ウ 証拠書類に基づき請求人が挙証する事実関係は以下のとおり。

①前A町内会長が平成30年8月2日に現金で助成金19,280円を受領したが、翌平成31年4月8日まで町内会の通帳への入金を怠っていた。

②前A町内会長は翌平成 31 年 4 月 8 日に町内会の通帳に入金するも、真正でない金額 19,200 円を入金する一方、助成金の決算額を 19,020 円とし当町内会の決算承認を受ける。

③前A町内会長はその後、決算書と入金金額の不整合に気づき、19,200 円と 19,020 円との差額 180 円を、他の不正経理支出と合わせて計 3,474 円を令和元年 5 月 13 日に通帳から引き出す。

④上記一連の不正経理処理により平成 31 年 4 月 8 日の未納金 80 円（19,280 円－19,200 円）と上記差額調整金 180 円の併せて 260 円を不正に着服。

エ 本件札幌市助成金に係る不正流用（着服）事案については、助成金の担当部である市民自治推進室（以下「室」という。）への令和 3 年 9 月 22 日の電話通報を皮切りに、同年 9 月 28 日付け文書に証拠書類を添付して当該助成金の返還等を要請する。

オ 上記 9 月 28 日付け文書以降、計 11 回に及ぶ文書での是正措置の実施を担当部である室に要請しているが、未だに是正措置は講じられていない。

## (2) 室の対応及び見解

ア 本件について、室は前A町内会長に対する札幌市住民組織助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 14 条第 1 項に規定する「調査・聴取」を令和 3 年 10 月 14 日、Bまちづくりセンター所長に実施させているが、請求人が提出した証拠書類に基づく事実関係の聞き取りは行っていない。

イ 室は、下記①及び②を根拠に「A町内会へ交付した平成 30 年度住民組織助成金について、助成金 19,280 円全額が適切に執行されている」との見解を示し、請求人が挙証する事実関係については一切調査・説明をしようとしていない。

①上記「調査・聴取」において町内会として助成金 19,280 円を上回る支出が確認されていること

②前A町内会長が提出した「住民組織助成金受領書」及び「平成 30 年度住民組織助成金「単位町内会助成金」に係る「収支決算書」に記載されている交付金額が「19,280 円」となっていること

## (3) 室の見解に対する請求人の反論

ア 上記室が主張する「適切に執行」の根拠はいずれも形式上の書面を具備していることだけのことであり、本件事案の核心である証拠書類が示す「前A町内会長が平成 30 年 8 月 2 日に現金で助成金 19,280 円を受領した後の現金の流れ」について何ら考慮・確認されていない。

イ 室が「全額が適切に執行」の根拠としている上記 (2)イの①については、過去A町内会の予算規模は例年 50 万円を大きく上回る規模であり、数万円規模の市の助成金を上回るのは当然のことであり、このことは形式上の確認でしかない。

ウ もう一つの根拠である上記 (2)イの②の「住民組織助成金受領書」は、本件事案の核心が「前A町内会長が平成 30 年 8 月 2 日に現金で助成金 19,280 円を受領した後の現金の流れ」にあることから、当該書面はあって当然の書面であり何ら根拠とはならない。

エ また、「収支決算書」についても、当初報告は「報告金額 19,020 円」で、前A町内会長が代表者として署名・押印し当該報告の主体となり、当町内会前監査人が「監査役」として「監査の結果、適正に執行されていることを認めます。」として意見を付し提出されているが、その後意見を付していた前監査人が「報告金額 19,280 円」での一線訂正修正を行っており、当該修正金額に係る意見は付されておらず、また当初報告者でない前監査人自らが金額修正を行うなど決算報告書類として瑕疵を内包しており、証拠能力はない。

オ そもそもA町内会の平成 30 年度決算総会へ提出され、承認された決算報告書に記載されている助成金の額は 19,280 円ではなく 19,020 円となっており、一線訂正修正により市に提出されている「収支決算書」については、事案の発覚を恐れた前A町内会長及び前監査人がつじつま合わせで 19,020 円から 19,280 円に修正して提出した虚偽報告と推測される。

カ 証拠書類の一部は、前述令和 2 年 10 月の当町内会総会で発覚した使途不明金の実態を前A町内会長に対して、町内会有志が問い詰めたところ提出された書面であり、他の証拠書類の存在と合わせてその事実関係は疑う余地のないものと判断している。

キ このような事実関係を踏まえれば、室はその必然として令和 3 年 10 月 14 日実施の「調査・聴取」において、証拠書類に記載の事実関係を当事者である前A町内会長に対して確認しなくてはならないにも拘らず、前述 (2) アで記載のとおりその確認を怠っている。

ク このことは「交付要綱」第 14 条第 1 項に規定する「調査・聴取」という個別調査権を行使していながら通報者である請求人が主張する事実関係の確認・解明を何らかの意図をもって忌避しているものであり、「交付要綱」第 11 条第 1 項に規定する交付決定の「取り消し」及び同第 12 条第 1 項に規定する「助成金の返還」措置の不作为に該当するものである。

#### (4) 請求の内容

以上のことから室に対して、A町内会に交付されている助成金 19,280 円について、「交付要綱」第 14 条第 1 項に規定する「調査・聴取」を再度実施し、事実関係を確

定のうえ不正流用（着服）されている260円に係る「交付要綱」第11条第1項に規定する交付決定の「取り消し」及び同第12条第1項に規定する「助成金の返還」措置の速やかな実施を請求するものである。

また、請求人からの本件札幌市助成金に係る不正流用（着服）事案の情報提供を端緒に実施された交付要綱第14条第1項に基づく令和3年10月14日付け「調査・聴取」については、面談記録が作成されておらず、請求人からの面談記録の作成要望に対して室は令和4年2月3日付け回答において「面談記録作成の可否や記録すべき内容について規定はなく、面談記録は作成しておりませんので、恐れ入りますがご要望にはお応えいたしかねます。」と回答している。

上記「調査・聴取」は請求人の市民通報を端緒に実施されたものであり、また助成金の目的外使用という事案の重大性に鑑み、室が適切かつ十分な調査・聴取を行ったか確認し、上記「調査・聴取」の内容について事案の当事者である前A町内会長がどのように回答したかを町内会の会員として十分に承知すべく、今後の住民自治活動の維持・発展に資するための「市民及び会員の知る権利の行使」として要求するものである。室に対しては、面談記録の速やかな作成と開示についても併せて請求するものである。

## 2 監査委員の判断

### (1) 住民監査請求の趣旨とその対象行為

住民監査請求制度は、自治体行政における財務会計上の過誤に対して、その是正のため、個々の住民に監査委員に対する監査請求を認めることにより、自治体行財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を擁護することを目的としている。

そして、住民監査請求の対象は「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている（法第242条第1項）。

### (2) 本件請求の適法性

上記(1)を踏まえ、本件請求が、住民監査請求として適法性を有するかどうかについて検討する。

ア 請求人は、下記2点を主張していると解される。

- ① A町内会に支出された当該助成金の内、260円について違法又は不当であるとする理由は、当該260円を前A町内会長が不正流用（着服）したためであるとし、札幌市に対し、調査を再度実施のうえ、当該260円の交付決定の取り消し及び返還措置を求める。

② 札幌市が当該町内会に行ったとする調査について、面談記録の速やかな作成と請求人への開示を求める。

イ 前述ア①に関して、本件請求に係る助成金は平成30年度のものであることから、本件請求は財務会計上の行為が終了してから約3年が経過していると認められる。

住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

(法第242条第2項)とされるところ、請求人には、当該正当な理由は認められない。

また前述ア②に関して、請求人が主張する調査等の記録についての札幌市への開示請求は、前述(1)の住民監査請求の対象行為とは認められない。

### (3) 結論

以上により、本件請求はその余の点を検討するまでもなく、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。